

**様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）**

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	笹が陣地区	気仙沼市

図面記号
D-29

土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
			別紙1記載のとおり						
	計		4,446			4,446		4,005 ㎡ (田 0 ㎡、畑 4,005 ㎡)	
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	復興整備計画公表後	永年	なし				
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転用予定地の周辺は、普通畑であるため用排水施設はなく、農地転用による支障はない。</li> <li>・ 残存する畑地（83番1、83番2、84番2）は、団地内道路から通作道を確保する。</li> <li>・ 雨水に対しては、区画道路側溝から既存水路を経由し、大川に排水する計画であり、周辺農地に対する影響がないように措置する。また、工事に伴う土砂の流出に対しては、仮設沈砂池を設置し周辺農地に対する影響がないように措置する。</li> <li>・ 住宅団地完成後の汚水排水は、下水道管により公共下水道に排水する。</li> </ul>								

【凡例】  
修正後  
 修正前

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定されて いる場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
気仙沼市 笹が陣	85番1の 一部	畑	畑	公簿832 実測1,333 の一部 1,319	なし	なし	農振地域外	非線引き都市計画 区域の用途地域内
気仙沼市 笹が陣	87番2	畑	畑	59 実測61	なし	なし	農振地域外	非線引き都市計画 区域の用途地域内
気仙沼市 笹が陣	93番	畑	畑	29	なし	なし	農振地域外	非線引き都市計画 区域の用途地域内
気仙沼市 笹が陣	94番	畑	畑	1,666 実測1,392	なし	なし	農振地域外	非線引き都市計画 区域の用途地域内
気仙沼市 笹が陣	86番	畑	畑	105	なし	なし	農振地域外	非線引き都市計画 区域の用途地域内
気仙沼市 笹が陣	98番の 一部	畑	畑	1,401の一部 <u>1,268</u> 827	なし	なし	農振地域外	非線引き都市計画 区域の用途地域内
				<u>4,446</u>			<u>4,446</u>	
		計 6 筆		4,005 ㎡ (田 0 ㎡、畑			4,005 ㎡)	

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	宿舞根地区 (3工区)	気仙沼市

図面記号									
N-3									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
			「別紙1記載の通り」						
	計	1筆 151㎡ (田 0㎡ 畑 151㎡)							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	復興整備計画公表後	永年	なし				
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転用予定地の周辺は山林・宅地と普通畑であるため用排水施設はなく、農地転用による支障はない。</li> <li>・既設排水施設への接続のため、集水柵を設置する。</li> </ul>								

(別紙 1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (m <sup>2</sup> )	所有権以外の使用 収益権が設定されて いる場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
気仙沼市 唐桑町宿浦	150番6	畑	畑	公簿150 実測151	なし	なし	農振地域内 農用地区域外	都市計画区 域外
計 1筆				151m <sup>2</sup> (田	0m <sup>2</sup> 、畑		151m <sup>2</sup> )	

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	川原地区 (2工区)	気仙沼市

図面記号									
N-11									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積  (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
			「別紙1記載の通り」						
	計	6筆 3,736 ㎡ (田 3,163㎡ 畑 573㎡)							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間		その他		
	所有権		移転	復興整備計画公表後	永年		なし		
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転用予定地は、既存道路側溝を経て海岸へ放流するため、周辺農地での営農に支障は生じない。</li> <li>・ 既設排水施設への接続のため、集水柵を設置する。また、既設排水施設の敷設かえと蓋掛けを行う。</li> </ul>								

## (別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定されて いる場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
気仙沼市 岩月台ノ沢	8番1	田	田	162	なし	なし	農振地域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域内
気仙沼市 岩月台ノ沢	9番1	畑	畑	37	なし	なし	農振地域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域内
気仙沼市 岩月台ノ沢	9番3 の一部	畑	畑	公簿244 実測244 のうち 242	なし	なし	農振地域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域内
気仙沼市 岩月台ノ沢	9番5	畑	畑	294	なし	なし	農振地域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域内
気仙沼市 岩月台ノ沢	10番1 の一部	田	田	公簿1,021 実測1,021 のうち 905	なし	なし	農振地域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域内
気仙沼市 岩月台ノ沢	29番1	田	田	公簿2,093 実測2,096	なし	なし	農振地域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域内
計 1筆				3,736㎡	(田	3,163㎡、畑	573㎡)	